

○警備業法及びこれに基づく命令に関する事務取扱要領の制定について(通達)

(平成 19 年 3 月 27 日岡生企第 253 号)

改正 平成 21 年 3 月岡務第 195 号 平成 22 年 3 月第 260 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり警備業法に基づく命令に関する事務取扱要領を定め、本日から実施することにしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警備業法及びこれに基づく命令に関する事務取扱要領

第 1 警察署長等の事務扱い

警備業法(昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。)、警備業法施行規則(昭和 58 年総理府令第 1 号。以下「府令」という。)、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習等規則」という。)及び警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。)に基づく生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)及び所轄警察署長(以下「署長」という。)が行う事務は、岡山県公安委員会事務決裁規程(平成 11 年岡山県公安委員会規程第 1 号)によるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 警備業認定申請等の受理

署長は、次に掲げる申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、認定等に関する意見を付した*進達書(様式第 1 号)に申請書の写しを添えて速やかに進達しなければならない。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による警備業認定申請
- (2) 法第 7 条第 1 項の規定による認定証の有効期間の更新申請
- (3) 府令第 42 条第 1 項の規定による警備員指導教育責任者資格者証交付申請
- (4) 府令第 63 条第 1 項の規定による機械警備業務管理者資格者証交付申請
- (5) 検定規則第 14 条第 1 項の規定による合格証明書交付申請

第 3 営業所設置届等の受理

署長は、次に掲げる申請書等を受理したときは、申請書(届出書・申込書)及び添付書類の記載事項の適否を調査し、*進達書(様式第 2 号)に申請書(届出書・申込書)の写しを添えて速やかに進達しなければならない。ただし、岡山県警察関係手数料徴収

条例(平成12年岡山県条例第72号。以下「手数料条例」という。)の規定による手数料を徴収する必要がない申請には、進達書に申請書の正本を添えて進達すること。

- (1) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付申請
- (2) 法第9条の規定による営業所設置届
- (3) 法第10条第1項の規定による警備業の廃止届
- (4) 法第11条第1項の規定による警備業の変更届
- (5) 法第11条第3項の規定による認定証の書換申請
- (6) 法第11条第4項の規定による都道府県内廃止届
- (7) 法第12条の規定による*認定証返納届出書(様式第3号)
- (8) 法第16条第2項の規定による服装届
- (9) 法第16条第3項の規定による服装の変更届
- (10) 法第17条第2項の規定による護身用具届又は護身用具変更届
- (11) 法第40条の規定による機械警備業務開始届
- (12) 法第41条の規定による機械警備業務の廃止又は変更届
- (13) 府令第43条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換申請
- (14) 府令第43条第3項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付申請
- (15) 府令第63条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換申請及び再交付申請
- (16) 講習等規則第4条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習受講申込
- (17) 講習等規則第7条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付申請
- (18) 講習等規則第12条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付申請
- (19) 講習等規則第13条の規定による機械警備業務管理者講習受講申込
- (20) 検定規則第9条第1項の規定による検定申請
- (21) 検定規則第12条第1項の規定による成績証明書の書換申請
- (22) 検定規則第12条第2項の規定による成績証明書の再交付申請
- (23) 検定規則第15条第1項の規定による合格証明書の書換申請
- (24) 検定規則第15条第3項の規定による合格証明書の再交付申請

第4 認定証等の交付

署長は、公安委員会から次に掲げる認定証、通知書、合格証明書、資格者証、受検票及び成績証明書の送付を受けたときは、速やかに当該警備業者等に交付しなければならない。

- (1) 法第5条第2項に規定する認定証
- (2) 法第5条第3項に規定する通知書(欠格の条件)
- (3) 法第5条第5項に規定する認定証(再交付)

- (4) 法第 7 条第 2 項に規定する認定証(更新)
- (5) 法第 7 条第 3 項に規定する通知書(欠格の条件)
- (6) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証
- (7) 法第 22 条第 5 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(書換え)
- (8) 法第 22 条第 6 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(再交付)
- (9) 法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書
- (10) 法第 23 条第 5 項に規定する合格証明書(書換え又は再交付)
- (11) 法第 42 条第 2 項に規定する機械警備業務管理資格者証
- (12) 法第 42 条第 3 項に規定する機械警備業務管理資格者証(書換え又は再交付)
- (13) 講習等規則第 7 条第 1 項に規定する指導教育責任者講習修了証明書
- (14) 講習等規則第 7 条第 2 項に規定する指導教育責任者講習修了証明書(再交付)
- (15) 講習等規則第 12 条第 1 項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書
- (16) 講習等規則第 12 条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書(再交付)
- (17) 検定規則第 10 条に規定する受検票
- (18) 検定規則第 11 条に規定する成績証明書
- (19) 検定規則第 12 条第 1 項に規定する成績証明書(書換え)
- (20) 検定規則第 12 条第 2 項に規定する成績証明書(再交付)
- (21) 検定規則第 15 条第 1 項に規定する合格証明書(書換え)
- (22) 検定規則第 15 条第 3 項に規定する合格証明書(再交付)

第 5 警備業者台帳等の作成

- 1 生活安全企画課長は警備業者台帳等を備え付け、次の各号により整理、保存しなければならない。
 - (1) 法第 5 条第 2 項の規定により認定証の交付の決定がなされたときは、*警備業者台帳(法第 4 条関係)(様式第 4 号)を作成すること。
 - (2) 法第 9 条の規定による営業所の設置届出の進達を受理したときは、*警備業者台帳(法第 9 条関係)(様式第 5 号)を作成すること。
 - (3) 法第 40 条の規定による機械警備業務開始の届出の進達を受理したときは、*機械警備業者台帳(様式第 6 号)を作成すること。
 - (4) 法第 7 条第 3 項の規定による認定証の有効期間が更新されなかつたとき又は法第 8 条の規定により認定を取り消されたとき及び法第 10 条第 1 項又は第 41 条の規定により警備業等の廃止届出の進達を受理したとき若しくは法第 12 条の規定により認定証返納届出の進達を受理したときは、(1)、(2)及び(3)に定める台帳からこれを削除し削除簿に編冊すること。
 - (5) 法第 22 条第 2 項又は第 42 条第 2 項の規定により警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の交付の決定がなされたときは、警備員指導教育

責任者資格者証交付台帳又は機械警備業務管理者*資格者証交付台帳(様式第7号)を作成すること。

- (6) 法第7条第2項の規定により認定証の有効期間が更新されたとき又は法第11条第1項(法第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)及び第41条の規定により届出るべき事項の変更等の届出の進達を受理したときは、(1)、(2)及び(3)に定める台帳に所定事項を記入すること。
- (7) 法第46条に規定する報告の徴収、法第47条に規定する立入検査、法第48条に規定する指示、法第49条に規定する営業の停止等の処分を行ったときは、その処分内容を警備業者台帳又は機械警備業者台帳に記入すること。

2 署長は、警備業者台帳等を備え付け、次の各号により整理、保存しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の規定により認定証が交付されたときは、警備業者台帳(法第4条関係)を作成すること。
- (2) 法第9条の規定による営業所の設置届出を受理したときは、警備業者台帳(法第9条関係)を作成すること。
- (3) 法第40条の規定による機械警備業務開始の届出を受理したときは、機械警備業者台帳を作成すること。
- (4) 法第7条第3項の規定による認定証の有効期間が更新されなかつたとき又は法第8条の規定により認定を取消されたとき及び法第10条第1項又は第41条の規定により警備業等の廃止届出を受理したとき若しくは法第12条の規定により認定証返納届出を受理したときは、(1)、(2)及び(3)に定める台帳からこれを削除し削除簿に編冊すること。
- (5) 法第7条第2項の規定により認定証の有効期間が更新されたとき又は法第11条第1項(法第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)及び第41条の規定により届出るべき事項の変更等の届出を受理したときは、台帳に所定事項を記入すること。
- (6) 法第46条に規定する報告の徴収、法第47条に規定する立入検査、法第48条に規定する指示、法第49条に規定する営業の停止等の処分を行ったときは、その処分内容を警備業者台帳又は機械警備業者台帳に記入すること。

第6 編冊の方法

警備業者及び機械警備業者に係る申請書及び届出書は、認定証の再交付申請を除き、警備業者ごとに受理の順に編冊し、認定証番号の順に保管しなければならない。

第7 違反検挙の報告

署長は、法令に違反した者を検挙したときは、速やかに生活安全企画課長に通報するとともに*警備業法違反検挙報告(様式第8号)により、警察本部長に書面で報告しなければならない。

第8 行政処分の上申

署長は、法第 48 条の規定による指示処分を必要とするものがあるときは、*指示上申書(様式第 9 号)に、法第 8 条の規定による警備業認定の取消し、法第 22 条第 7 項(法第 23 条第 5 項又は第 42 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による資格者証返納命令又は合格証明書返納命令及び法第 49 条の規定による営業停止(廃止)命令を必要とするものがあるときは、*行政処分上申書(様式第 10 号)に証拠書類を添えて、速やかに上申しなければならない。

第 9 手数料徴収の取扱い

署長は、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成 12 年岡山県条例第 72 号)の規定による手数料を徴収したときは、申請書又は申込書に岡山県収入証紙を貼付消印して保管しなければならない。

第 10 文書の保存

文書の保存については次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
*進達書(様式第 1 号(警備業の認定申請、認定証有効期間の更新申請))	生活安全 企画課	長期
*進達書(様式第 1 号(警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証交付申請、合格証明書交付申請))	生活安全 企画課	5 年
*進達書(様式第 2 号(営業所設置届、変更届、服装届、護身用具届、服装又は護身用具変更届、機械警備業務開始届、機械警備業務変更(廃止)届、認定証の書換・再交付申請))	生活安全 企画課	長期
*進達書(様式第 2 号(警備業の廃止届、都道府県内廃止届、認定証返納届))	生活安全 企画課	5 年
*進達書(様式第 2 号(警備員指導教育責任者資格者講習又は機械警備業務管理者資格者受講申込、警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証再交付申請、警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証書換申請、検定申請、成績証明書書換申請、成績証明書再交付申請、合格証明書書換申請、合格証明書再交付申請))	生活安全 企画課	3 年
*警備業者台帳(様式第 4 号、*第 5 号)及び*機械警備業者台帳(様式第 6 号)	作成した 警察署及 び生活安 全企画課	長期
警備員指導教育責任者資格者証交付台帳及び機械警備業務管理者資格者証交付台帳	生活安全 企画課	長期
認定申請書又は認定証更新申請書の写し	受理した 警察署	長期
認定証再交付申請書の写し	受理した 警察署	長期
認定証書換申請書の写し	受理した 警察署	長期

営業所設置等届出書の写し	受理した警察署	長期
警備員指導教育責任者資格者証交付申請書の写し、機械警備業務管理者資格者証交付申請書の写し	受理した警察署	5年
合格証明書交付申請書の写し	受理した警察署	5年
警備業廃止届出書の写し	受理した警察署	5年
変更届出書の写し	受理した警察署	長期
都道府県内廃止届出書の写し	受理した警察署	5年
認定証返納届出の写し	受理した警察署	5年
服装届出書の写し	受理した警察署	長期
護身用具届出書の写し	受理した警察署	長期
服装又は護身用具変更届出書の写し	受理した警察署	長期
機械警備業務開始届出書の写し	受理した警察署	長期
機械警備業務変更(廃止)届出書の写し	受理した警察署	長期
警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証書換申請書の写し	受理した警察署	3年
警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証再交付申請書の写し	受理した警察署	3年
警備員指導教育責任者講習又は機械警備業務管理者講習受講申込書の写し	受理した警察署	3年
検定申請書の写し	受理した警察署	3年
成績証明書書換申請及び成績証明書再交付申請	受理した警察署	3年
合格証明書書換申請及び合格証明書再交付申請	受理した警察署	3年
警備業法違反検挙報告	生活安全企画課	5年
警備業法違反検挙報告の写し	作成した警察署	5年
指示上申書	生活安全企画課	5年
指示上申書の写し	作成した警察署	5年
行政処分上申書	生活安全	5

	企画課	年
行政処分上申書の写し	作成した 警察署	5 年